

事務連絡
平成26年10月16日

関係各位

兵庫県健康福祉部健康局医務課長

医療従事者の勤務環境の改善等に関する事項の施行について

平素より、本県医療行政の推進に格別のご配慮賜りまして誠にありがとうございます。

さて、標記のことについて、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）の一部改正により、医療従事者の勤務環境の改善等に関する事項が平成26年10月1日に施行されるとともに、「医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する指針を定める件」（平成26年厚生労働省告示第376号。以下「指針」という。）が平成26年9月26日に告示されました。

これらにより、医療機関において、勤務環境改善の取組に努めることとなりましたので、これを御了知いただくとともに、貴関係機関に周知いただきますようお願いいたします。

なお、法及び指針における都道府県による支援等については、別途お知らせいたします。

[送付書類]

- ・改正医療法（関係部分抜粋）
- ・告示（医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する指針）
- ・医療分野の「雇用の質」向上のための勤務環境改善マネジメントシステム導入の手引き（URL送付）

（http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/quality/dl/houkokusyo-03.pdf）

問い合わせ先 兵庫県健康福祉部健康局 医務課医療人材確保班 電話：078-362-3606
--